

# 定款

株式会社デジタルキューブ

2006年11月17日	制定
2022年4月1日	一部改訂
2022年11月24日	一部改訂
2023年3月1日	一部改訂
2024年6月26日	一部改訂

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社デジタルキューブと称し、英文では DigitalCube Co. Ltd.と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 オープンソーステクノロジーによるソリューションの提供
- 2 システムインテグレーションサービス
- 3 ホームページの企画、制作
- 4 ポータルサイトの運営
- 5 ウェブシステムの開発
- 6 パソコン及び周辺機器の販売及び導入指導
- 7 前各号に関するコンサルティング業務
- 8 前各号付帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

### (公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### (機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,848,000 株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### (株式取扱規則)

第11条 当社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載又は記録の請求手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

#### (招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

#### (基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

#### (招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

#### (議長)

第15条 株主総会において代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできない。

#### (株主総会議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第20条 当社の取締役は、5名以内とする。

#### (選任方法)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議については、累積投票の方法によらない。

#### (任期)

第22条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により又は増員により選任された者の任期は、その前任の取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。

- 2 代表取締役のうち1名は代表取締役社長とし、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

#### (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### (取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

#### (取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任について、これを限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額とする。

2 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### （報酬等）

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

#### （員数）

第32条 当社の監査役は、1 名以上とする。

#### （選任の方法）

第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

#### （任期）

第34条 監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2 補欠により選任された者の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

#### （監査役の責任免除）

第35条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、これを限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項の最低責任限度額とする。

2 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### （報酬等）

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

#### （事業年度）

第37条 当社の事業年度は年一期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### （剰余金の配当等）

第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行う。

2 会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。

3 前各項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当及び中間配当が支払い提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 附 則

(株主総会参考書類の電子提供措置に関する経過措置)

定款第16条(電子提供措置等)の新設は、当社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日をもって効力が生じるものとし、その効力の発生日をもって、本条を削除する。